

(趣旨)

第1条 この規則は、塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年塩尻市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例第2条第1項の規定による公募をし、指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ次の事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の管理の業務
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする者は、塩尻市公の施設指定管理者指定申請書（別記様式）に指定管理者事業計画書及び別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(選定審査・評価委員会)

第4条 条例第12条に規定する選定審査・評価委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、選定審査・評価委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 選定審査・評価委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 5 選定審査・評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 選定審査・評価委員会は、審議案件の内容について必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を聴取することができる。
- 7 選定審査・評価委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年1月15日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第39号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月15日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第7号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

14 この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、第14条の規定による改正前の塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条第1項及び第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第4条第1項及び第2項中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成25年6月25日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月10日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日規則第13号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 9 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日規則第 27 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

塩尻市公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

団体名
申請者所在地
代表者氏名

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 施設名

2 添付書類

- ・指定管理者事業計画書
- ・団体の定款、規約その他これらに類する書類
- ・法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- ・当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- ・その他市長が必要と認める書類